

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和7年2月14日（金） 議場
2. 出 席 委 員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 福本敬夫財政課長
酒井繁輝社会福祉課長 野木一伸高齢者福祉課長 森田一徳児童福祉課長 下森一克地
域交通課長 田部伸宏企画課長
高浦光司財政課財政係長 角田さおり社会福祉課障害者福祉係長 小田佳大高齢者福祉
課介護保険係長 森永智徳児童福祉課児童福祉係長 俵啓介地域交通課地域交通係長
安藤秀明企画課企画調整係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 2名
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案
議案第48号 令和6年度庄原市一般会計補正予算（第7号）

午後1時40分 開 議

○赤木忠徳委員長 これより予算決算常任委員会を開会します。ただいまの出席委員は18名であります。よって直ちに本日の会議を開きます。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

1 付託議案

議案第48号 令和6年度庄原市一般会計補正予算（第7号）

- 赤木忠徳委員長 議案第48号、令和6年度庄原市一般会計補正予算第7号を議題とします。執行者からの説明を求めます。総務部長。
- 島田虎往総務部長 先ほどの本会議において上程させていただきました一般会計補正予算第7号について御審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。なお、総括的な説明については既に本会議において行っておりますので、事業の詳細について所管しております担当部署から説明をさせます。よろしくお願いいたします。
- 赤木忠徳委員長 企画課長。
- 田部伸宏企画課長 それでは御手元の資料に基づき、まず概略から説明をします。まず資料、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策についてですが、1、この経済対策の趣旨に

についてです。昨年11月の国の、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において制度化された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の趣旨に基づき、低所得世帯支援枠及び推奨事業メニュー分を活用し、市民生活、また市内事業者の経済活動の維持を図るために、補正予算を随時組んでおります。2番の重点支援地方交付金についての説明ですけれども、本市についてはこのたびの経済対策で表の左側、3億410万4,000円について、それぞれのメニューの上限枠が示されております。この表のオレンジの部分、低所得世帯支援枠分については、昨年既に12月補正で予算措置をいただいておりますけれども、総額1億6,762万1,000円の上限額が示され、非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円、さらに、その世帯に属する子供1人当たり2万円の給付事業を実施しております。2番の表の右側ですが、ブルーの網掛の部分、推奨事業メニュー分として1億3,648万3,000円の上限枠が示されております。本日、この後説明する各事業については、こちらの推奨事業メニュー分を活用した事業になっていると御理解いただければと思います。続いて3番の事業概要ですが、まず(1)の低所得世帯支援枠分については、先ほど申しましたとおり非課税世帯への支援金ということで、こちらについては事業に取り組んでおります。資料2ページに移っていただき、(2)の推奨事業メニューです。それぞれの事業詳細については、この後担当課から説明しますので、概略について私から説明します。まず1番の障害福祉・介護サービス事業所運営法人等物価高騰対策支援金事業については、市内の介護施設、また障害福祉施設事業所に対し、物価高騰、またエネルギー価格の高騰に対する支援金を支給するというものです。事業費の総額としては右端ですが、3,937万3,000円を予定しております。中段2番の子育て世帯支援臨時給付金事業については、特に物価高騰の影響等が大きい子育て世帯を対象に支援金を支給するものです。総額では4,070万9,000円の事業費を見込んでおります。3番、下段ですが、タクシー事業者運行継続支援奨励金事業については、市民の重要な移動手段であるタクシー事業者の窮状を鑑み、それぞれの事業者に対して給付金を支給するものです。事業費総額では762万円となっております。資料3ページに移っていただき、ブルーの網掛けがある4番、飼料価格高騰対策支援金事業ですが、こちらについては従前より説明をしておりますとおり、12月補正で予算措置をいただいております。配合飼料の価格高騰に対して、市内の畜産農家に支援金を支給するものということで、この事業については既に着手しております。今回の交付金については、こちらの事業も含めた整理としており、事業費の執行状況に鑑みまして、充当について整理をしていくと考えております。最後、資料4番の財源ですが、ごらんのとおりでございます。低1とある1番上の行の低所得のものと、その下1、2、3、4のものは枠が違いますので、相互の融通はできませんけれども、それぞれの中で事業を着実に実施してまいりたいと考えております。大きな視点として、事業者支援としては介護報酬でありますとか、タクシー運賃ということで、価格転嫁が即時に反映できない事業者に対する支援という視点が一つ。それから生活者支援としては、昨年報道されているとおり、エンゲル係数の高騰ということもございまして、食に対する、生活の影響が非常に出ていることから、子育て支援をまずは念頭に置き事業を検討してまいった経緯がございます。私の総括説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 ただいま企画課から概略説明がありました経済対策について、生活福祉部内の各担当課より事業内容及び予算について説明します。

○赤木忠徳委員長 社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 それでは社会福祉課所管のものについて、予算決算常任委員会の資料1、2

ページの障害福祉・介護サービス事業所運営法人等物価高騰対策支援金事業について御説明します。補正予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。3 款 1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費、01 障害者福祉一般管理事業、18 節負担金、補助及び交付金は、報酬等が公的制度により決定される障害福祉サービス事業を運営する障害福祉サービス事業所運営法人は、物価高騰に対する価格転嫁が困難なことから、事業運営に対する支援金を交付し、エネルギー及び物価の高騰に伴う負担を軽減することで、本市の障害福祉サービス体制の維持継続を図ることを目的に補助するものです。補助金として、入所系・通所系の事業所の利用定員 1 名当たり 1 万円、相談系の事業所については 1 事業所基本額 10 万円、物価高騰分として入所系の事業所には利用定員 1 名当たり 4,600 円、通所系の事業所には利用定員 1 名当たり 2,300 円、相談系の事業所には 1 事業所当たり 3 万円を支給するもので、1,010 万 7,000 円を追加計上するものです。なお、この事業において、財源として国県費 1,011 万円を計上しております。続いて、繰越明許費をお願いします。補正予算書 4 ページです。3 款 1 項、障害者福祉一般管理事業です。先ほど説明しました障害福祉サービス事業所運営法人等物価高騰対策支援事業について、令和 7 年 4 月以降に交付決定をする案件が生じる場合を見込み、1,011 万円を追加計上しております。社会福祉課からの説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 それでは高齢者福祉課所管のものについて、予算決算常任委員会の資料 1、2 ページの障害福祉介護サービス事業所運営法人等物価高騰対策支援金事業について御説明いたします。補正予算書の 10、11 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目老人福祉費、0 1 老人福祉一般管理事業、18 節負担金、補助及び交付金は、報酬などが公的制度により決定される介護サービス事業を運営する介護サービス事業所運営法人は、物価高騰に対する価格転嫁が困難なことから、事業運営に対する支援金を交付し、エネルギー及び物価の高騰に伴う負担を軽減することで、本市の介護サービス体制の維持継続を図ることを目的に補助するものでございます。施設割として、入所・通所系の事業所は利用定員 1 名当たり 1 万円、訪問・相談系事業所は 1 事業所当たり 10 万円、物価高騰分として、入所系の事業所には利用定員 1 名当たり 4,600 円、通所系の事業所には利用定員 1 名当たり 2,300 円、訪問相談系事業所には 1 事業所当たり 3 万円を支給するもので、合計 2,925 万 7,000 円を追加計上するものでございます。なお、この事業において財源として国県支出金 2,926 万 3,000 円を計上しております。次に、繰越明許費補正について御説明いたします。補正予算書の 4 ページをお開きください。表の 1 段目、3 款 1 項老人福祉一般管理事業につきましては、先ほど説明いたしました国県支出金を活用した介護サービス事業所等運営法人物価高騰対策支援金で、令和 7 年 4 月以降に交付決定する案件が生じる場合を見込み、繰越明許費として 2,926 万 3,000 円を追加計上しております。高齢者福祉課からの説明は以上でございます。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 それでは児童福祉課所管の補正予算の説明を行います。補正予算書の10、11ページをお願いします。第3款第2項第4目児童措置費の事業番号01 児童措置事業です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策の推奨事業メニューとして行う、子育て世帯支援臨時給付金事業に係るものです。事業概要として、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯への支援として、ひとり親世帯については、児童扶養手当受給者に対し児童1人当たり2万円を、ひとり親世帯以外の子育て世帯については、児童手当受給者に対し児童1人当たり1万円を臨時給付金として支給するものです。具体的な対象者は、この臨時給付金では、まず住民税非課税世帯を対象とする低所得世帯臨時生活支援金事業で児童1人当たり2万円の子供加算が支給される世帯は除きます。その上で、ひとり親世帯については令和6年12月の児童扶養手当の支給を受けている方を、次にひとり親世帯ではない子育て世帯については、同じく令和6年12月分の児童手当を受給している方を対象といたします。ただし、この児童手当を受給している方については、改正前の児童手当法におきます所得制限限度額未満の受給者とし、令和6年12月以降、令和7年3月末までに生まれた新生児も対象とします。この臨時給付金の対象となる児童数は全体で3,640人と見込んでいます。なお、児童扶養手当受給者と児童手当受給者は申請不要とし、手当が支給される口座に振り込みを行う予定です。時期については、申請不要とするために、それぞれの受給者情報を取得、利用することとしておりますが、それには、国に対してこの給付金事業特定公的給付として指定を受ける必要があります。手続きのスケジュール上、指定されるのが3月31日付けとなるため、支給は4月になる見込みです。また、子育て世帯のうち公務員世帯については申請をしていただくこととしておりますので、4月1日から申請を受け付け、審査後に随時支給をまいります。この臨時給付金事業の予算として、今回事務処理に対応する会計年度任用職員報酬83万5,000円、案内チラシ作成等に係る消耗品費8万6,000円、支給金振込通知等の通信費55万円、口座振り込み手数料2万8,000円、そして給付金として、ひとり親世帯を対象とした児童1人当たり2万円の支給金については、対象児童281人分、それ以外の子育て世帯を対象とした児童1人当たり1万円の支給金については、対象児童3,359人分、合計3,640人分の給付金3,921万円を見込み、総事業費総額4,070万9,000円を計上するものです。この事業を実施するための財源として、8、9ページの15款2項1目の30物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当しております。続いて、繰越明許費補正を説明します。補正予算書4ページをお願いします。第2表繰越明許費補正で、3款2項児童福祉費において、子育て世帯支援臨時給付金事業について、支給が4月以降となることから、事業費全額を計上するものです。説明は以上です。よろしくをお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 令和4年度に市独自の子育て支援臨時給付金を支給された際は、要綱の指定によって、収入が多い方の保護者が市外在住の際は支給されなかったことがありましたけれども、その後、要綱の改善を行っていただけたのかどうか、お伺いいたします。

○赤木忠徳委員長 答弁。児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 今回の支給に対しては、市で児童手当を受給しておられる方を想定しております。市外にお子様がおられる場合でも、扶養されている方が市内におられ、別居監護という形で市で児童手当を受給しておられれば今回の給付金については該当すると考えております。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 前回、市外に子供がいて保護者の方が市内にいる場合には支給がされていました。前回漏れてしまったのは、子供は市内に在住しているけれども、収入の多いほうの保護者が市外にいた場合に支給がされなかったということがあったので、その部分の改善を行っていただけたのかどうか、お伺いしております。

○赤木忠徳委員長 答弁。児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 失礼いたしました。考え方については、前回と同じ考え方で今回も制度設計をしているところです。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 前回、部長答弁で、次回こういった給付金を考える際にはそういった考慮もするという、少し考えてみますというお話をしていただいたかと思っているのですが、なぜ今回その部分は変えなかったのか、お伺いいたします。

○赤木忠徳委員長 答弁。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 お答えいたします。前回の答弁においても、児童手当を庄原市から受給しておられるかどうかということが基本になるという考え方を示させていただき、その考え方を今回も踏襲しているということで御理解いただければと思います。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 前回御答弁いただいた内容が、今後新たな給付金などがございましたら、さまざまな市民の声も聞く中で、どのような要件を定めるか考えてまいりたいと思います。いろいろ考えてくださったのかと思うのですが、考えた結果、やはり市内に在住しているけれども払わないと決定されたのか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 答弁。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 お見込みのとおりです。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 地域交通課所管の補正予算、資料1の2ページ最下欄です。タクシー事業者運行継続支援奨励金事業について御説明します。一般会計補正予算第7号の10ページ、11ページです。お願いいたします。上段の表、2款1項13目生活交通対策費、事業番号01生活交通路線確保事業762万円の追加については、近年の燃油価格の高騰などにより、厳しい環境のもとで事業経営を行っているタクシー事業者に対して、引き続き市民の移動を支え、市民生活の安定を図るため、事業継続を支援する奨励金を給付するものです。給付内容については、1事業者当たり3万円及び事業者が所有します車両について、維持費として1台当たり7万円、燃料費の物価高騰分として1台当たり5万4,000円を給付するものです。予算としては、奨励金となります補助金761万2,000円のほか、事務費である通信運搬費8,000円、合計762万円を追加計上するものです。なお、この事業の財源について、全額重点支援地方交付金を充当することとしております。地域交通課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は

ありませんか。吉川委員。

○吉川遂也委員 これは確認ですけれども、申請主義になるのかということを確認したい。

○赤木忠徳委員長 答弁。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 御質問にお答えします。お見込みのとおりです。

○赤木忠徳委員長 前田委員。

○前田智永委員 タクシー事業者、かなりしんどいと特別委員会の調査でもわかっていますので、すごくいいメニューだと思います。確認の意味で、国から示された推奨メニューの中にあったのか、わかる範囲で、他市町でどこかこういったことをされているところがあるのか、それとも本市においてここは支援したいからという独自のメニューなのか、お伺いしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 御質問にお答えいたします。まず、このたびの重点交付支援事業の中に、推奨事業メニューがあります。ここについては生活者支援、それから事業者支援、この事業者支援の中に地域公共交通等に対する支援がございました。ここではエネルギー価格高騰に対する影響価格ということもございまして、こちらを勘案しながら、このたびの補正予算を検討してまいったということです。また、他市町の状況です。このたびの補正予算の計上に当たり、県内市の状況を聞き取りしております。県内では、検討段階でありますけれども、呉、江田島、廿日市、あと福山でも検討されているという状況は伺っております。またあわせまして、広島県に置かれても、2月補正において、こうした交通事業者への物価高騰対策の支援を行われるということを伺っております。以上です。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。執行者は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○赤木忠徳委員長 それでは採決を行います。議案第48号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数17人、賛成17人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合お諮りします。本委員会における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように取り扱います。以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後2時7分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長